**社　外　秘**

**就 業 規 則**

 **制　　定：●●年●月●日**

 **最終改定：2020年6月1日**

**●●株式会社**

**第 ４ 章 服 務 規 律**

（服務の基本原則）

第３１条　従業員は、この規則に定めるもののほか、業務上の指揮命令に従い、自己の業

 　務に専念し、作業能率の向上に努めるとともに、相互に協力して職場の秩序を維

 　持しなければならない。

（服務心得）

第３２条 従業員は、常に次の事項を守り服務に精励しなければならない。

1. 会社の名誉を毀損し、信用を傷つけないこと
2. 諸法令、会社の定める諸規程又は上長の命令に違反しないこと

３．常に健康に留意し、積極的な態度をもって勤務すること

 ４．自己の業務上の権限を超えて専断的なことを行わないこと

 ５．会社の業務上の機密、個人情報ならびに特定個人情報等、会社の不利益

 　　となる事項をほかに洩らさないこと（退職後においても同様である。）

 ６．会社の車両、機械、器具その他の備品を大切にし、原材料、燃料、その他

 の消耗品の節約に努め、製品および書類は丁寧に取扱いその保管を厳にする

 こと

 ７．許可なく職務以外の目的で会社の設備、車両、機械、器具その他の物品を

 使用しないこと

 ８．職務に関し、不当な金品の借用又は贈与の利益を受けないこと

 ９．勤務時間中はみだりに職場をはなれないこと

 10．酒気をおびて勤務しないこと

　　　 11．飲酒運転（酒酔い運転及び酒気帯び運転）を行わないこと

 12．職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること

 13．所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと

 14．作業を妨害し、又は職場の風紀秩序をみださないこと

 15．会社に無断で欠勤、遅刻、早退をしないこと

　　　　16．自己の計算によって営利行為をし、又は会社の許可無く他の会社の事務、若しくは他の職業に従事しないこと

　　　　17.職場において行われる、他の従業員等に対する、優越的な関係を背景とした

言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、従業員等の

就業環境が害される行為を行わないこと

18.職場における性的な言動に対する他の従業員その他の関係者（役員や、労働

者派遣契約、業務委託契約等に基づく者など、当社で勤務したりおよそ業務

を提供する全ての者を含む。本条において従業員とその他の関係者を併せて

「従業員等」という）の対応により、当該従業員等の労働条件に関して不利

益を与える行為、又は、性的な言動により他の従業員等の就業環境を害する

行為を行なわないこと

19．妊娠・出産・育児休業・介護休業に関して、従業員の就業環境を害する言動を慎み、また当該従業員に対して一定の不利益を与えるような行為を行わないこと

20. 取引先・顧客の会社情報・個人情報は業務を遂行するために必要な範囲に限り利用することが出来るものとし、この範囲を超えて利用してはならない。また、その情報を第三者に開示しまたは漏えいしないこと

21．その他、従業員としてふさわしくない行為をしないこと